

## 改正派遣法に基づくマージン率について

公益財団法人  
栃木県シルバー人材センター連合会

労働者派遣法23条第5条に基づき、令和2年度におけるマージン率を次のとおり公開いたします。

【マージン率の計算方法(小数点第2以下を四捨五入)】

$$\text{マージン率} = \frac{\text{派遣料金の平均額} - \text{派遣労働者の賃金の平均額}}{\text{派遣料金の平均額}}$$

派遣労働者の数	別添のとおり
派遣先の数	別添のとおり
マージン率	別添のとおり
労働者派遣料金	別添のとおり
派遣期間中の派遣労働者の賃金	別添のとおり
教育訓練等に関する事項	安全衛生教育・接遇
マージン率の内訳	労災保険料 年次有給休暇賃金 事業運営費

## 令和2年度 派遣事業におけるマージン率等について

事務所名	派遣労働者数	派遣先数	マージン率	労働者派遣料金	派遣労働者の賃金
単位	人	社	%	円	円
宇都宮市	61	28	22.5	10,514	8,150
足利市	43	19	23.7	9,430	7,199
栃木市	16	13	24.0	9,847	7,482
佐野市	107	46	24.0	9,704	7,372
鹿沼市	95	35	24.2	9,305	7,052
日光市	15	11	23.8	10,159	7,745
小山市	29	11	23.4	9,066	6,947
真岡市	36	10	22.8	10,212	7,882
大田原市	93	26	24.1	9,641	7,315
矢板市	27	7	23.9	9,252	7,044
那須塩原市	32	13	24.2	9,466	7,174
さくら市	27	5	24.2	9,339	7,075
那須烏山市	37	11	24.2	10,028	7,599
下野市	19	8	24.2	10,788	8,172
上三川町	51	6	24.0	9,148	6,953
益子町	21	4	24.1	9,303	7,058
茂木町	11	1	22.9	9,512	7,337
市貝町	22	4	24.2	9,399	7,120
芳賀町	63	28	22.2	10,970	8,532
壬生町	10	5	25.6	9,007	6,699
野木町	97	31	23.2	9,721	7,463
塩谷町	20	4	24.3	11,001	8,333
高根沢町	3	4	24.2	9,328	7,068
那須町	14	10	23.3	10,630	8,156
那珂川町	29	19	24.2	10,284	7,792
連合会	0	0	0.0	0	0